

農政をめぐる情勢

目次

- | | | |
|-----|---------------------------|----|
| I | 農業関連9法案、国会審議入り | 1 |
| II | TPP・日米FTAをめぐる情勢 | 10 |
| III | 県の平成30年度予算・施策とJAグループの要望結果 | 11 |

今月号のあらまし

I 農業関連9法案、国会審議入り

4月5日、農業用ハウス内等の底地を全面コンクリート張りにした場合も農地扱いにする制度の創設などを盛り込んだ農業経営基盤強化促進法等の改正案が衆院本会議において可決された。同法案と併せ、衆院農林水産委員会で周辺農地の営農などに支障が出ないように政府に対応を求める附帯決議が採択されている。

4月6日、都市農地の貸借の円滑化に関する法案が参院本会議で可決された。同法案と併せ、参院農林水産委員会で、生産緑地の指定が進むよう政府が自治体の支援をすることを求める附帯決議が採択されている。

II TPP・日米FTAをめぐる情勢

3月27日、政府はTPP11について国会の承認（批准）を求めること、および関係する法律の改正案を国会に提出することを閣議決定した。

4月18日、前日より行われていた日米首脳会談後に共同記者会見が行われ、安倍首相が「我が国はTPPが日米両国にとって最善と考えている」と答えた。一方、トランプ米大統領は「私は2国間協定の方が良いと思っている」と答え、両者の立場の違いが鮮明になった。

III 県の平成30年度予算・施策とJAグループの要望結果

3月26日、平成30年度の県の予算関係議案が愛知県議会において可決、成立した。平成30年度愛知県農林水産関係予算は全体で774億円、うち一般会計予算は、前年対比10.2%増の760億円となった。なお、県予算全体に占める割合は、昨年度から0.4ポイント増の3.1%となった。この予算は、昨年を引き続き、平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」（平成32年度が目標年度）に沿った施策を着実に実施する内容となっている。

I 農業関連 9 法案、国会審議入り

— 都市農地の貸借の円滑化に関する法案で参院附帯決議 —

1. 農業関連 9 法案の動き

- 政府は今国会に農業関連で 9 法案を提出した。
(主な法案の概要は「農政をめぐる情勢」平成 30 年 1 月号を参照)
- 通常国会は 6 月 20 日までを会期としているが、財務省決裁文書改ざん問題、自衛隊イラク日報問題等について紛糾し、法案審議は遅れており、後半国会の見通しは不透明である。

【農水省関係の今国会提出法案と審議状況】(4 月 17 日現在)

農業経営基盤強化促進法等改正法案 <衆院可決・参院審議入り> 農林年金統合法改正法案 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法改正法案 都市農地の貸借の円滑化に関する法案(新法) <参院可決>※参院先議 土地改良法改正法案 農薬取締法改正法案 森林経営管理法案(新法) <衆院審議入り> 独立行政法人農林漁業信用基金法改正法案 <衆院審議入り> 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法改正法案 <3 月 30 日成立>
--

2. 農業経営基盤強化促進法等改正法案

(1) 法案の概要

- 政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農業経営基盤強化促進法等改正法案が今国会に提出された。(概要は別紙 1 の通り)

【「農林水産業・地域の活力創造プラン」に記載された関連内容抜粋】

<新たなニーズに対応した農地制度の見直し>

- ・ 相続未登記農地を担い手に集積するため、相続人の一人(相続人のうち固定資産税などを支払っている者など)の判断で貸出しができる制度を創設する。
- ・ 農業用ハウスなどの内部の土地を全面コンクリート張りにした場合、農地扱いにして税負担を軽減する。

- 同法案のポイントは以下の通り。

【農業経営基盤強化促進法等改正法案のポイント】

＜相続未登記農地等の利用の促進＞

- ・所有者不明農地について、相続人の一人（固定資産税等を負担している者等）が農地中間管理機構に貸付けできるよう、農業委員会の探索・公示手続を経て、不明な所有者の同意を得たとみなすことができる制度を創設する（「みなし同意」制度の創設）。
- ・共有持分の過半を有する者の同意（上記の「みなし同意」を含む。）を得て、又は、知事裁定を経て設定される利用権の存続期間の上限を「5年」から「20年」に延長する。

＜底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱い＞

- ・コンクリート面や栽培施設を設置する際、事前に農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとする。
- ・該当する栽培施設等の要件については、省令で定められる。
- ・農作物の栽培が行われていない場合、農業委員会が栽培を行うよう勧告できると規定し、立ち入り調査などと併せて、適正な農業利用が行われるよう管理する。

（２）国会における動向

- 4月4日、農業経営基盤強化促進法等の改正案が衆院農林水産委員会にて可決された。

- 同委員会の審議では、委員から次のような意見・懸念が出された。

- ・全面コンクリート張り施設が設置されることで、周辺農地に悪影響（日照など）が出ないように、省令で明確な施設基準を定める必要。
- ・農業委員会による利用状況調査、勧告等が適切に行われるか懸念する。
- ・企業等が経営悪化により栽培できなくなったとき、原状回復は担保されるのか。
- ・植物工場も該当するのか。植物工場の乱立につながるのではないのか。
- ・企業の農業参入を進めることが狙いではないのか。

- 上記の懸念を払しょくするため、同委員会で、①周辺農地の営農条件に支障が出ないように必要な基準を定める、②農地の面的集積や多面的機能の発揮への影響について考慮する、③広範囲をコンクリートで覆うなど法改正の趣旨を逸脱する運用を排除する、などの附帯決議が採択された。（附帯決議は別紙2の通り）

- 5日、同法案が衆院本会議で賛成多数で可決され、衆院を通過し、10日に参院農林水産委員会で審議入りした。

3. 都市農地の貸借の円滑化に関する法案

(1) 法案の概要

- 農水省は、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」を作成し、昨年9月に開催された臨時国会へ提出する予定としていたが、冒頭解散となったため提出されず、今国会に提出された。
- 同法案の内容における具体的なポイントは以下の通り。

【都市農地の貸借の円滑化に関する法案のポイント】

都市農地（生産緑地地区内の農地）について、耕作者が事業計画を作成し、市町村が定める認定基準に適合した場合に賃借権を設定する仕組みを創設。事業計画の認定基準は、「都市農業の機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作を行うか」（例えば、生産物の一定割合を地元直売所等で販売、農業体験の取組みを実施など）、「農地の全てを効率的に利用する」等である。

新法に基づく都市農地の賃借権（下記（イ）、（ロ））については、法定更新（農地法第17条）が適用されない。

※新法に基づく賃貸借（下記（イ）、（ロ））が行われている都市農地は、相続税納税猶予の適用対象となる。

（参考：平成30年度税制改正）

・次に掲げる貸付けがされた生産緑地について納税猶予を適用する。

（イ）都市農地の貸借の円滑化に関する法律（仮称）に規定する認定事業計画に基づく貸付け

（ロ）同法に規定する市民農園開設（特定都市農地貸付け）

（ハ）特定農地貸付法の規定による市民農園開設（地方公共団体や農協が実施主体となる場合）

（ニ）特定農地貸付法の規定による市民農園開設（農家が実施主体となる場合）

（制度の概要については別紙3の通り）

(2) 国会における動向

- 4月5日、都市農地の貸借の円滑化に関する法案が参院農林水産委員会において全会一致で可決された。

○ 同委員会の審議では、委員から次のような意見・懸念が出された。

- ・生産緑地以外の市街化区域内農地の保全対策が必要。
- ・都市農業の中で農地を残すことに消極的な市町村がある。
- ・生産緑地の借り手は、いるのか。貸借が成立するのか。
- ・貸借マッチング、認定計画のフォローなど、市町村の役割が大きい、その点をしっかり踏まえるべき。

○ 上述「生産緑地以外の市街化区域内農地の保全対策が必要」との意見に対し、農水省は、「生産緑地制度を使いやすい制度にしたので生産緑地を活用してほしい」「新制度を積極的にPRしていきたい」旨の回答を行ったが、（農水省より）市町村に対して働き掛けることは明言しなかった。

○ 同日、同委員会は、①自治体による生産緑地の指定が進むように政府は支援する、②事業計画の認定に係る基準を定めるにあたって地域の実情に応じた多様な取り組みを認めること等、を盛り込んだ附帯決議を採択した。（附帯決議は別紙4の通り）

○ 6日、同法案が参院本会議で可決され、参院を通過した。なお、同法案は参院先議とされているため、今後、衆院で審議される。

（3）その他の積み残し案件

○ 生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡又は、農業に従事することを不可能とさせる故障が生じた場合は、生産緑地を市長に対して買取り申出することができることとなっている。仮に、生産緑地を貸した場合、貸主は「主たる従事者」となるのか、「主たる従事者」となる場合はどこまで農業に関与している必要があるのか、今後の注目課題である。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の概要

背景

- (1) 全農地の約2割(93.4万ha)を占める相続未登記農地等は、共有者の探索等がネックとなり、農地の集積・集約化を阻害
- (2) 農作物栽培の効率化・高度化を図る観点から農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りしようとする、農地転用許可が必要となり、農地のまま設置することができない。

法律案の概要

1. 相続未登記農地等の利用の促進

- (1) 所有者不明農地について、相続人の一人(固定資産税等を負担している者等)が農地中間管理機構に貸付けできるよう、農業委員会の探索・公示手続を経て、不明な所有者の同意を得たとみなすことができる制度を創設
農業委員会による不明者の探索は、一定の範囲に限定(基盤強化法第21条の2～第21条の4、農地法第32条)
- (2) 共有持分の過半を有する者の同意((1)のみなし同意を含む。)を得て、又は、知事裁定を経て設定される利用権の存続期間の上限を「5年」から「20年」に延長(基盤強化法第18条第3項第4号、農地法第39条第3項)

相続人の貸付け意向等

不明者の探索の要請【市町村】

探索・公示【農業委員会】

不明者のみなし同意

農用地利用集積計画の作成・公告
【市町村】

農地中間管理機構への利用権の設定

2. 底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱い

- (1) 農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとする。(農地法第43条、第44条)

【環境制御システムの導入】



施行期日

公布の日から起算して6月以内で政令で定める日

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

農業生産の基盤である農地は、国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることを踏まえ、農地の利用の効率化及び高度化の促進が図られるよう、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 相続未登記農地の発生を防ぐため、相続等による権利取得に際しての農地法第三条の三の届出義務の周知を図るとともに、相続登記の重要性について啓発を図ること。また、相続未登記農地問題の抜本的解決に向けて、登記制度及び土地所有の在り方、行政機関相互での土地所有者に関する情報の共有の仕組み等について早期に検討を進め、必要な措置を講じること。
 - 二 農作物栽培高度化施設に係る農林水産省令を定めるに当たっては、周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼさないよう当該施設の規模等について必要な基準を定めるとともに、農地の面的集積や農業の有する多面的機能の発揮への影響について考慮すること。また、現場における運用に当たり、混乱が生じないよう、基準は具体的に定めること。加えて、施設の周囲や複数の施設を一体として扱うことによって広範囲をコンクリート等で覆うことを許容するなど、法改正の趣旨を逸脱する運用が行われないようにすること。
 - 三 底面をコンクリート等で覆った農作物栽培高度化施設の適正な利用を確保するため、農業委員会による利用状況調査、勧告等が適時に行われるようにすること。また、適切な利用が行われていない場合には、速やかに必要な是正措置が講じられるようにすること。
 - 四 農業委員会が、共有者不明農用地等に係る不確知共有者の探索や農作物栽培高度化施設に係る業務を円滑に実施することができるよう、必要な支援及び体制整備を図ること。
- 右決議する。

(イ) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（仮称）に規定する認定事業計画に基づく貸付け

現状

都市住民に新鮮な農産物をもっと届けたいけど、所有者がなかなか農地を貸してくれない

都市農業者

期間の定めのある農地の賃貸借については、都道府県知事の許可※を受けた上で、期間満了の1年前から6月前までの間に当事者が更新しない旨の通知をしない限り、従前と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなされる（賃貸契約が更新される（農地法第17条））。

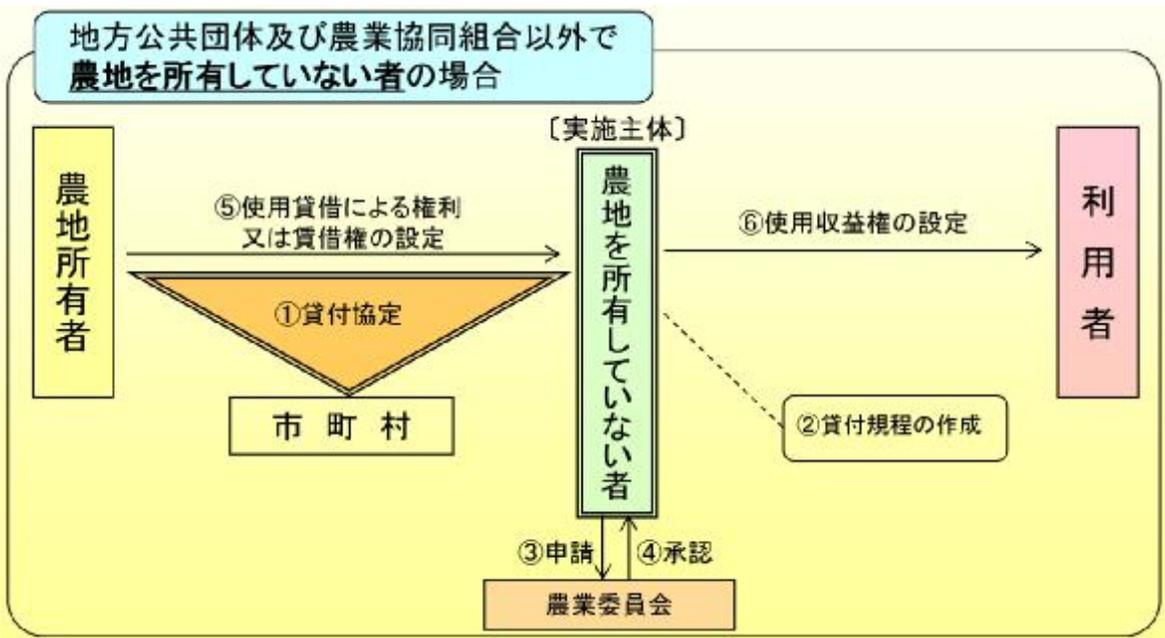
※ 都道府県知事は、賃借人の信義則違反等、限られた場合でなければ、許可をしなければならない。（農地法第18条）

○ 都市農地の貸借の円滑化のため、以下の措置を講ずる。



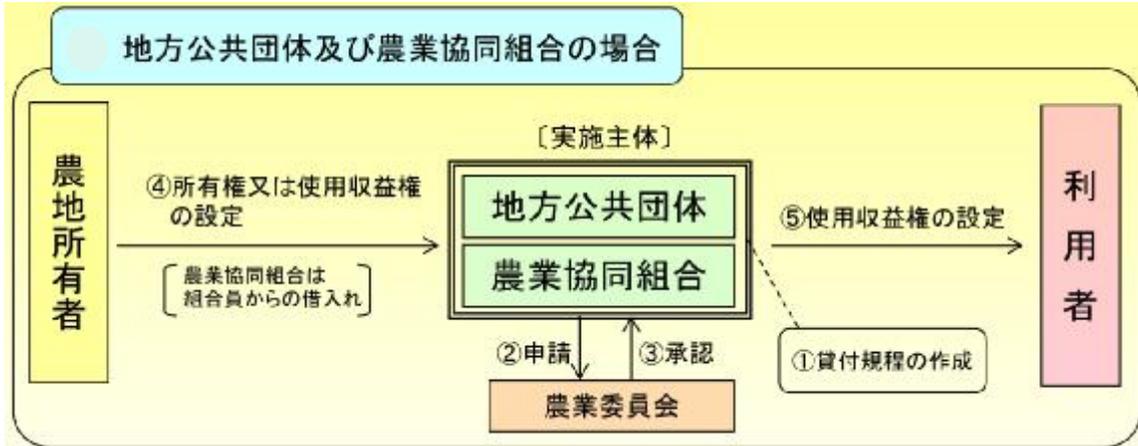
(農水省資料より)

(ロ) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律案による市民農園開設（特定都市農地貸付）



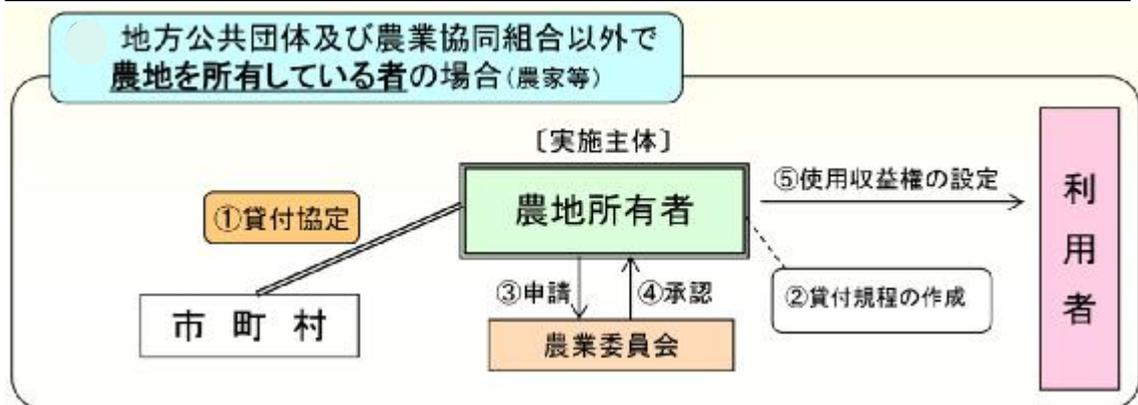
(農水省資料より)

(ハ)特定農地貸付法の規定による市民農園開設
 (地方公共団体や農協が実施主体となる場合)



(農水省資料より)

(二)特定農地貸付法の規定による市民農園開設
 (農家が実施主体となる場合)



(農水省資料より)

都市農地の貸借の円滑化に関する法律案に対する附帯決議

我が国の都市農業は、大消費地に新鮮な農産物を供給する機能に加え、防災、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農作業体験及び学習の場の提供等、多様な機能を有しており、これを十分に発揮させるためには、都市農地を適正に保全するとともに、その有効な活用を図っていくことが不可欠である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 事業計画の認定に係る基準を定めるに当たっては、地域の実情に応じた多様な取組を行うことができるようにすること。
- 二 認定都市農地の適正な利用を確保するため、耕作の事業等について、市町村による必要な援助が行われるよう、指導及び助言を行うこと。
- 三 認定都市農地の適正な利用が行われていない場合に、農業委員会による調査や指導、市町村長による勧告、認定の取消し等の適切な措置が執られるとともに、都市農地の適正な利用の継続に向けて、市町村による貸借権等の設定に関するあっせん等の取組が行われるよう、指導及び助言を行うこと。
- 四 市民農園は、都市において農作業体験を行うことができ、都市住民の需要も高い施設であることから、開設数の拡大等、一層の充実を図ること。また、農業体験農園についても、一層の振興を図ること。
- 五 都市農業の振興及び都市農地の保全については、関係省庁が連携を強化して取り組むこと。
- 六 市街化区域内農地の保全を図るために、生産緑地地区の指定が促進されるよう支援すること。

右決議する。

Ⅱ TPP・日米FTAをめぐる情勢

— トランプ米大統領、二国間協議を希望 —

- 3月27日、政府はTPP11について国会の承認(批准)を求めること、および関係する法律の改正案を国会に提出することを閣議決定した。
- 改正案のポイントは、一部の法律を除き、施行期日をTPP11の発効日とするものである。牛肉の関税緊急措置の廃止に係る規定の施行期日は、TPP12(原協定)発効日のままとされている。
- 4月12日、トランプ米大統領は米与党・共和党議員らとの会合で、TPP復帰に向け、米国にとって「かなり良い協定」に見直す再交渉ができるかを検討するよう米通商代表部(USTR)に指示した。
- なお、同日、トランプ氏は「われわれがTPPに参加するのは、オバマ(前大統領)が提案した協定より大幅に良いものになる場合だけだ」とツイッターに投稿している。
- トランプ氏の一連の動きは、11月の中間選挙を控え、支持基盤でTPP復帰を求めてきた米国農業団体に配慮する必要に迫られている一方で、TPP離脱を支持した労働者層の離反につながりかねない復帰に動くのは難しいといった状況によるものと見られる。
- 18日、前日より行われていた日米首脳会談で、新たな通商協議を始めると決めた。
- 同日、日米首脳会談終了後に共同記者会見が行われ、安倍首相が「我が国はTPPが日米両国にとって最善と考えている」と答えた。一方、トランプ米大統領は「私は2国間協定の方が良いと思っている」と答え、両者の立場の違いが鮮明になった。
- トランプ米大統領はFTAという言葉は使わなかったが、TPP参加11カ国のうち、6カ国と貿易協定を結んでいると紹介し、「2国間協議が好きだ。TPPには戻りたくない」、「日本には巨額の貿易赤字がある」とも発言した。

Ⅲ 県の平成30年度予算・施策とJAグループの要望結果 —食と緑が支える豊かな「あいち」の実現をめざし予算編成—

- 3月26日、一般会計予算総額を2兆4,940億円（前年対比1.1%減）とする平成30年度の県の予算関係議案が愛知県議会において可決、成立した。農林水産関係予算は全体で774億円、うち一般会計予算は、前年対比10.2%増の760億円となった。なお、県予算全体に占める割合は、昨年度から0.4ポイント増の3.1%となった。
- 県税収入は、平成29年度に大幅な減収になった法人二税の増加が見込まれるものの、外形標準課税の拡大などにより、企業収益の回復が税収増につながりにくくなっており、平成28年度の水準にまで回復するには至っていない。一方、歳出では、医療・介護などの扶助費をはじめとした義務的経費が増加しており、平成30年度当初予算の編成にあたっては、依然として多額の収支不足が見込まれ、厳しい財政運営を強いられている。
- このように厳しい財政状況のもとでの予算編成ではあるものの、「日本一元気な愛知」、「すべての人が輝く愛知」、「日本一住みやすい愛知」づくりを進めるため、これまで培ってきた未来へと続く取組を、愛知の発展の種として、しっかりと芽吹かせ、着実に育んでいかなければならないとして予算編成を行った。
- 農林水産関係予算は、平成28年3月に策定した平成32年度を目標年度とする「食と緑の基本計画2020」に定める
 - ① 競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保
 - ② 農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践
 - ③ 自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくりを施策の3本柱として、新技術の開発普及による生産力の強化、ブランド力の強化による需要の拡大、基盤整備による生産性の向上など、様々な取組を盛り込んだ内容になっている。なお、3つの柱の予算は、①が385億円、②が10億円、③が274億円である。
- JAグループでは、30年度県予算・施策について、県知事をはじめ農政議員連盟、農林水産部長等への要請活動を行ってきた。結果は別紙1の通りである。

【 農林水産関係の平成30年度予算 】

(単位：千円、%)

会 計 名		平成30年度予算額	平成29年度予算額	前年対比
一般会計	農林水産費	75,925,007	68,824,058	110.3
	災害復旧費	118,378	158,472	74.7
	計	76,043,385	68,982,530	110.2
特別会計	就農支援資金	240,711	292,495	82.3
	県有林野	955,875	764,020	125.1
	林業改善資金	31,020	30,956	100.2
	沿岸漁業改善資金	97,492	97,546	99.9
	計	1,325,098	1,185,017	111.8
合 計		77,368,483	70,167,547	110.3

別紙 1

平成30年度県予算・施策に関する要請事項に対する県予算の措置状況

四角囲み、ゴシック文字が回答（数字は予算額）
単位は千円、カッコ内は前年度当初予算
国費：国庫補助を受けて、県が実施する事業
単補：県が独自に他団体等の事業等を奨励するもの
消県：国庫補助を受けないで、県が実施する消費的事业

I. 競争力の高い農業の展開による食料等の安定的な供給の確保

重 1. 愛知県農業の確立と施策の推進

「食と緑の基本計画2020」で掲げている、食と緑が支える豊かな「あいち」をめざすためには、県及び農業関係組織・団体の総力を上げての取組みが必要である。JAグループも県行政と連携を図り、積極的に取り組んでいくので、県においては、これまで以上に、農商工のバランスが取れ、都市と農村が共存するといった本県の特徴を踏まえた農業の振興に力を入れていただきたい。そのために、農業予算の十分な確保を図り、県産品のブランド化、園芸振興など将来にわたり本県農業の強みにつながる農業及び条件不利にある中山間地域での農業や都市農業の振興に必要な予算に対して重点的な配分を行なわれたい。

《施策の推進》

【農林政策課】農林水産関係予算 76,043,385（一般会計総額）（68,982,530）
「食と緑の基本計画2020」の推進にあたり、県はJAグループ、農業者等と役割分担し、連携、協働して取り組んでまいりたい。また、施策を総合的かつ計画的、効果的に推進するために必要な予算確保に努めてまいりたい。

重 2. 農産物貿易の自由化について

EUとのEPA交渉が大枠合意され、米国を除いたTPP11の模索、米国との二国間交渉などが懸念される中で、農業者の不安はさらに大きなものとなっていることから、交渉に係る情報収集・発信を速やかに行うよう、国に働きかけられたい。

また、農業者の不安を払しょくし、農業者が将来に希望を持って安心して農業に取り組めるように、産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業など関連事業予算の継続・拡充について、国に働きかけられたい。

《関連事業予算の確保》

【園芸農産課】産地パワーアップ事業費（国費・消県） 1,132,520（1,316,530）
実施地区：14地区
取組主体：農業者
事業内容：低コスト耐候性ハウス等の整備

【園芸農産課】農業生産力パワーアッププロジェクト推進事業費（国費・消県）
11,966（12,082）

事業主体：産地戦略実証協議会
事業内容：「産地戦略」の実践に必要な技術・方策の実証支援

【畜産課】畜産競争力強化対策整備事業費補助金（畜産クラスター事業）
（国費）1,540,011（482,766）

事業主体：県内4市の4協議会
事業内容：各地域の畜産クラスター協議会の計画に基づく畜舎やその関連施設の整備。

【畜産課】種鶏場整備費（消県）
229,366（136,668）

事業主体：県
事業内容：種鶏場整備に係る用地造成

《国への働きかけ》

【農林政策課】

農業の競争力強化に関する県からの要請

- ・東海農政局（平成29年10月24日）
- ・農林水産省（平成29年11月2日、10日）

〈要請内容〉

- 畜産の収益力・生産基盤を強化し、攻めの畜産業への転換を図るため、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業に要する経費について十分な予算を今後も継続して確保するとともに、名古屋コーチンを始めとした県産ブランド畜産物の生産供給体制の整備に係る国の支援を強化すること。

また、水田・畑作・野菜・果樹等の産地の生産力向上を図るため、産地パワーアップ事業等の予算を今後も継続して確保すること。

3. あいちの強みを生かした技術による品質や生産性の向上

重 (1) 農業総合試験場における試験研究の強化について

農業総合試験場は、昨年開場50周年を迎え、農業現場に最も密着した研究機関として地域の要請にきてきたが、一部施設の老朽化は否めないところである。

今後とも、愛知の農業と食を守り、さらに発展させるためには、時代に即した新しい技術を積極的に取り入れ、農業者、県民の期待に応える研究開発に取り組む必要がある。

このため、先端的な試験研究が可能となる予算及び人員の確保と老朽化した試験研究施設の整備を図り、県産品のブランド化の推進とも連動した、農業者から要望の強い新品種・新技術の開発に力を入れ、普及組織と一体となり普及・定着を加速されたい。

《試験研究の強化》

【農業経営課】農業総合試験場費のうち試験研究費（国費・消県）
297,265（318,438）

事業主体：県
事業内容：消費者や実需者の評価が得られる新技術・新品種の開発

【農業経営課】農業総合試験場費のうち試験研究費（消県）
143,379（62,712）

事業主体：県
事業内容：先端的な試験研究が可能となる試験研究施設の整備及び老朽化した試験研究施設の更新。

(2) 試験研究進捗状況の「見える化」について

県では毎年度、生産者や農業団体等から現場の要望を聞きながら試験研究課題を決定し、試験研究体系表として公表されているが、研究の開始年及び終了年は明記されているものの、研究の進捗状況は明らかにされていない。

農業総合試験場に対する現場の期待は大きくまた関心も高いことから、試験研究の課題ごとの進捗状況をホームページ等で公表されたい。

《試験研究進捗状況の「見える化」》

【農業経営課】農業総合試験場費のうち企画情報費の一部（消県）	3,263 (3,555)
事業主体：県	
事業内容：試験研究の効率的な実施と研究成果の公表及び普及のため、農業総合試験場ホームページ等を活用した情報発信を図る。	

重 (3) 技術指導の強化について

- ① 全国屈指の農業県として、レベルの高い普及事業を展開するため、十分な予算と要員の確保、普及指導員のスキルアップを図られたい。また、普及事業の効率的・効果的な推進には、普及指導員が業務の中で習得した知識や技術に加えて、農家との信頼関係の構築・維持が重要であることから、普及指導員の短期間の異動については、特段の配慮を願いたい。
- ② 硬質小麦「ゆめあかり」の品質安定化に向けた施肥技術・栽培技術の確立及び産地に対する施肥提案・指導への支援を行われたい。
- ③ ICTを活用した効率的な大規模農業の展開、施設園芸作物の環境制御技術を活用した多収栽培技術等について、現場レベルに早期に普及させるための支援を引き続き図られたい。
- ④ 単為結果なすの導入に伴う栽培技術の確立、技術指導を願いたい。
- ⑤ 加工・業務向け野菜の生産に取り組む農家に対する栽培体系の構築・提案や技術指導を引き続き行われたい。
- ⑥ 本県産花きの冬期の生産性を高め、経営を安定させるために、炭酸ガス施用技術確立へ向けた協力・支援を願いたい。

《技術指導の強化》

【農業経営課】農業改良普及事業の一部（国費・消県）※	1,553,118 (1,536,907)
事業主体：県	
事業内容：「食と緑の基本計画2020」及び「協同農業普及事業の実施に関する方針」に基づいて、各農業改良普及課で「普及指導基本計画」（5か年計画）及び「普及指導年度計画」（単年度計画）を策定し、地域で解決を図る必要がある普及指導活動の課題（「担い手の確保・育成」、「産地の収益力向上」、「環境と安全に配慮した農業の推進」、「活力ある地域づくり」）に取り組む。 （普及指導員等 217名） ※普及職員人件費を含む	
【農業経営課】生産体制・技術確立支援事業の一部（国費・消県）	5,488 (4,980)
事業主体：県	
事業内容：県域での取組が必要な新品種・新技術について、現地実証を行うとともに、実用化に向けて、その評価を基に産地と実需者との連携を図る。 主な取組課題『施設野菜における「生育の見える化」による環境制御技術の高度化』などに取り組む。	
【園芸農産課】水田農業経営所得安定対策推進指導費のうち経営所得安定対策支援プロジェクト推進費（消県）	1,027 (1,284)

事業主体：県
 事業内容：経営所得安定対策等をフル活用するための最適技術体系の構築と実証、新戦略作物の商品開発とPR

【園芸農産課】あいち型植物工場推進事業費補助金（国費・消県） 112,000（112,500）
 取組主体：農業者グループ
 事業内容：ICTを活用した環境測定装置等の導入及び高度な環境制御に必要な設備の導入・補改修、新技術の導入実証

(4) 園芸優良種苗・優良種畜の供給について

- ① 将来にわたり安定かつ継続して園芸優良種苗を供給できるような体制の維持・整備と生産者負担が増加しないよう種苗供給に対する予算の確保を願いたい。
- ② 農業総合試験場で開発した品種の種苗安定供給体制と産地定着に係る栽培技術の確立と普及を願いたい。
- ③ あいちの伝統野菜に係る遺伝資源の保存を願いたい。
- ④ 農業総合試験場が造成した優良種畜(アイリス種豚、名古屋コーチン)について、造成、維持、安定供給を図るとともに、生産者への普及定着を図られたい。また、継続した優良種畜の供給ができるように、将来にわたり生産者、実需者、消費者のニーズに沿った改良目標を掲げ、計画的・継続的に系統造成を進められたい。
- ⑤ 愛知経済連の種豚場の施設の老朽化、立地地域(養豚密集地区)の疾病発生状況から、種豚の増殖機能を移転する必要があるため、積極的な支援を願いたい。また、移転後種豚の頭数を安定して供給するために、純粋種豚の供給準備を願いたい。

《園芸優良種苗・優良種畜の供給》

【農業経営課】種子供給安定事業費種苗育成推進費（消県） 10,444（10,488）
 事業主体：県
 事業内容：園芸種苗の安定的な生産・供給を図る。

【農業経営課】農業改良普及事業の一部（国費・消県）【再掲】 1,553,118（1,536,907）
 事業主体：県
 事業内容：農業総合試験場で開発した品種の産地への普及に取り組む。

【農業経営課】試験研究費 畜産技術試験研究費の一部（消県） 90,100（88,264）
 事業主体：県
 事業内容：
 ・産肉性に優れたデュロック種系統豚の開発
 ・卵用名古屋コーチンの改良

【畜産課】養鶏振興事業費（消県） 55（61）
 事業主体：県
 事業内容：本県の優良ひな、種鶏の安定確保のため、鶏改良増殖会議等を実施する。

【畜産課】種豚育成指導推進費（消県） 100（100）
 事業主体：県
 事業内容：系統豚の普及利用を推進するため、養豚技術者連絡会議を開催し、各団体を通じて生産者からの要望を収集する。

【畜産課】畜産総合センター業務費のうち種豚管理費（消県） 57,655（55,419）
 事業主体：県

事業内容：系統豚の血統管理、能力調査及び農業者への供給等。	
【畜産課】畜産総合センター業務費のうち種鶏場業務費（消県）	39,358 (38,479)
事業主体：県	
事業内容：名古屋コーチンの系統保存、能力調査及び生産者への供給等。	
【畜産課】種鶏場整備費（消県）【再掲】	229,366 (136,668)
事業主体：県	
事業内容：名古屋コーチンのひな供給の拠点である種鶏場の老朽化対策、防疫強化を図る。	
【畜産課】畜産競争力強化対策整備事業指導事務費（国費・消県）	868 (679)
事業主体：県	
事業内容：クラスター事業計画の検討、施設整備推進に取り組んでいる。	

(5) 家畜疾病対策について

- ① 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等の家畜伝染病の発生を防止するため、防疫マニュアルの整備、家畜保健衛生所による衛生指導の強化等について、一層の推進を図られたい。
特に、家畜保健衛生所を中心とした情報連絡体制の整備、農家間で情報が共有化できる仕組みの構築、迅速診断、地域実態に応じた埋却地の確保、自衛隊への要請、国・市町村・畜産関係団体との連携など発生時の迅速な準備と対応を図られたい。
- ② 死亡牛のBSE検査及び処理が円滑に実施されるよう検査体制を堅持し、死亡牛の輸送・処理についての農業者の負担を軽減するため、国に対して助成措置の継続・拡充を働きかけられたい。
- ③ 養豚でのPED（豚流行性下痢）、PRRS（豚繁殖・呼吸障害症候群）等をはじめ養牛の牛白血病、BVD-MD（牛ウイルス性下痢・粘膜病）等の生産性に影響を及ぼす疾病に対する検査・指導体制の強化等、疾病対策への支援を継続されたい。

《家畜疾病対策》	
【畜産課】家畜伝染病予防費（国費・消県）	34,092 (39,208)
事業主体：県	
事業内容：家畜伝染病等の発生予防及びまん延防止のための検査や体制整備を実施。	
【畜産課】牛海綿状脳症対策事業費（国費・消県）	26,174 (26,802)
事業主体：県	
事業内容：中央家畜保健衛生所において、48か月齢以上の死亡牛のBSE検査、結果判明までの一時保管施設を設置管理。	
《国への働きかけ》	
【畜産課】	
要請の趣旨について、国に対して働きかけを行った。 ・東海農政局長に要請書を手渡し（平成29年10月24日）	
【畜産課】家畜病性鑑定事業費（消県）	15,215 (10,526)
事業主体：県	
事業内容：疾病の原因を迅速的確に究明するための、病性鑑定を実施	
【畜産課】家畜衛生技術指導事業費（国費・消県）	292 (364)
事業主体：県	
事業内容：検査・調査等に基づく家畜衛生技術の指導・普及を実施	

【畜産課】豚流行性下痢対策費補助金(国費)

9,600 (9,600)

事業主体：愛知県養豚農業協同組合

事業内容：死亡豚の冷凍機能付保管容器を農場に設置

4. マーケットインの視点に立った生産・流通の改善と需要の拡大**重** (1) 米・麦・大豆対策について

- ① 県産小麦・大豆・米粉を使用した製品開発・加工適性試験及び需要拡大策に対する支援の継続を願いたい。
- ② 県産米・麦・大豆の品質向上の基礎データ集積と食品安全性確保のために実施する成分検査及びJAにおける生産指導への活用を目的とした品質分析機材の導入に対する助成措置を講じられたい。
- ③ 主要農作物種子法の廃止に伴って、これまで都道府県が果たしてきた原種及び原原種生産などが大きく後退し、外資などによる種子独占に道を開くことが懸念されるため、種子の安定供給や新品種開発などに対して県の関与が後退することがないようにされたい。
- ④ 米・麦・大豆の種子更新率向上のための原種生産体制の整備や、新品種導入に対しての支援・助成措置を講じられたい。
- ⑤ カメムシ防除については、カメムシの越冬場所である河川敷、国道・県道の除草、野焼き等による広域的な一斉防除が可能となるように関係機関、行政との調整について支援を願いたい。また、ラジコンヘリ等を使った共同一斉防除の経費に対する助成措置を講じられたい。
- ⑥ 30年産以降の米の生産調整については、「行政による生産調整目標の配分に頼らずとも、生産者が自らの経営判断・販売戦略に基づいて需要に応じた生産ができるようにする」とされているが、県においては、生産者団体・現場と一体となって円滑に需要に応じた米生産が行える状況になるよう取り組まれたい。
- ⑦ 飼料用米の標準単収値の見直しは、品種構成や乾燥調製用施設の能力の問題から、主食用米への混入防止策がとれないなど、専用品種の導入が困難な産地にとっては、農家の収入減につながることから、見直しを行わないよう国に働きかけられたい。

《米・麦・大豆対策》

【園芸農産課】水田農業経営所得安定対策推進指導費のうち経営所得安定対策支援プロジェクト推進費(消県)【再掲】 1,027 (1,284)

事業主体：県

事業内容：経営所得安定対策等をフル活用するための最適技術体系の構築と実証、新戦略作物の商品開発とPR

【園芸農産課】いいともあいちブランド力強化事業費のうち主要品目のブランド力強化推進[小麦](国費・消県) 781 (1,089)

事業主体：県

事業内容：学校給食での使用に向けた「ゆめあかり」のPRの実施

【園芸農産課】次世代のあいち米ブランド化推進事業(国費・消県) 1,970 (新規)

事業主体：「愛知123号」ブランド化推進協議会

事業内容：「特A」ランク獲得に向けた栽培試験の実施、認知度向上のための取組の実施

【園芸農産課】主要農作物振興対策費(消県) 344 (新規)

- 事業主体：県
事業内容：主要農作物種子の生産振興及び生産体制強化を推進する。
- 【農業経営課】農業総合試験場費試験研究費うち作物技術試験研究費（消県） 18,606（19,232）
- 事業主体：県
事業内容：県に普及すべき優良な水稻の新品種の開発を行う。
- 【農業経営課】農業総合試験場費 種子供給安定事業費 原種生産事業費（消県） 11,091（14,082）
- 事業主体：県
事業内容：水稻、小麦、大豆の原種の品質を確保するとともに安定供給する。
- 【農業経営課】農作物病害虫発生予察事業費 うち病害虫発生予察事業費（国費・消県） 5,898（6,605）
- 事業主体：県
事業内容：病害虫の発生状況に応じた的確な防除が行われるよう、現地における病害虫の発生状況や気象条件等に基づき、病害虫発生予察情報を発表。
- 【農業経営課】農作物病害虫発生予察事業費 うち病害虫防除所運営費の一部（国費・消県） 3,879（4,309）
- 事業主体：県
事業内容：近年発生が拡大傾向にあるミナミアオカメムシ等について、発生動向の把握や越冬状況を踏まえた防除対策について調査を実施。
- 【園芸農産課】水田農業経営所得安定対策推進指導費 うち米の需給調整推進費（消県） 142（177）
- 事業主体：県
事業内容：米の需要に応じた米生産の推進のための取組。

《国への働きかけ》

【園芸農産課】

農業の競争力強化に関する県からの要請

- ・東海農政局（平成 29 年 10 月 24 日）
- ・農林水産省（平成 29 年 11 月 2 日、10 日）

〈要請内容〉

- 水田農業の担い手の経営安定を図るため、経営所得安定対策等において、飼料用米、麦、大豆等の数量払い制度及び交付単価を引き続き維持するとともに、特に水田活用の直接支払交付金については、十分な予算を確保すること。また、生産者等が必要に応じた米生産が行えるよう、適時的確な情報提供をすること。

重 (2) 園芸農業の振興について

- ① 野菜価格安定制度に係る県負担金割合の維持・継続を願いたい。
- ② 花き温室園芸組合連合会、果樹振興会等の県単位での作物ごとの連合会・協議会への運営費の助成を行い機能強化を図られたい。
- ③ 農業用使用済プラスチック・廃農薬等の廃資材の回収・処理に関する負担が増加しているので、廃資材の適正処理のための組織回収体制の強化等について支援を願いたい。
- ④ 園芸主要県では、施設の建設に当たって、国の補助事業に対する県費の上乗せや、大規模な県単独予算が仕組まれており、現状のままでは、老朽化が進む本県の施設園芸は大きく後れを取るようになる。「食と緑の基本計画 2020」でイメージする、農業産出額全国 3 番手グループのトップをめざすためにも、あいちの施設園芸が直面している産地の高齢化や施設の老朽化問題に対処するため、施設の再整備に向けた事業を創設されたい。

- ⑤ 産地振興策を明確にした上で、強い農業づくり交付金など、必要な事業予算を確保し、ハウスなど園芸施設が整備されるよう産地を誘導されたい。
- ⑥ 「あいち型植物工場推進事業」は、既存の園芸施設に環境制御技術を導入し、栽培技術改善に取り組むことで生産性を高めることを目的としており、地元での要望が高い事業であるため、継続的に実施するとともに、事業を拡充し必要な予算を確保されたい。

《野菜価格安定制度》

【園芸農産課】 特定野菜等価格差補給事業費補助金 (単補) 21,183 (24,259)
 事業主体：(公社) 愛知県園芸振興基金協会
 事業内容：野菜価格安定制度に要する予算

【園芸農産課】 野菜生産出荷安定資金造成費補助金 (消県) 52,111 (54,807)
 事業主体：(公社) 愛知県園芸振興基金協会
 事業内容：野菜価格安定制度に要する予算

《廃資材の改修・処理》

【園芸農産課】 野菜生産出荷安定対策費のうち施設園芸産地指導推進費 (消県) 107 (87)
 事業主体：県
 事業内容：地域協議会を通じて、市町村等協議会に対して農業用使用済プラスチックの適正処理の取組を支援するため、実態調査を実施、情報提供を行う。

《園芸施設整備》

【園芸農産課】 産地パワーアップ事業費 (国費・消県) 【再掲】 1,132,520 (1,316,530)
 実施地区：14 地区
 取組主体：農業者
 事業内容：低コスト耐候性ハウス等の整備

【園芸農産課】 あいち型植物工場推進事業費補助金 (国費・消県) 【再掲】 112,000 (112,500)
 取組主体：農業者グループ
 事業内容：ICT を活用した環境測定装置等の導入及び高度な環境制御に必要な設備の導入・補改修、新技術の導入実証

【園芸農産課】 野菜集団産地整備事業費補助金 (国費) 531,000 (62,000)
 事業主体：①豊橋温室園芸農業協同組合
 ②愛知豊橋次世代施設園芸推進コンソーシアム
 事業内容：①大葉集出荷貯蔵施設
 ②次世代施設園芸の地域展開
 補助率：①1/2 以内、②定額

重 (3) 花き対策について

- ① 全国一を誇る本県花き産業の一層の発展と、暮らしの中に花を取り入れる「花いっぱい県民運動」を推進するため、「花きの振興に関する法律」に基づき平成27年度に県が策定した「愛知県花き振興計画」に基づいて、引き続き、花きの生産・流通・販売・消費拡大等にわたる積極的な施策の展開を図られたい。
- ② リニア中央新幹線の開通に向けて、本県での「国際園芸博覧会」をはじめとする花と緑のイベントの誘致・開催に取り組まれたい。

《花き施策展開》

【園芸農産課】 果樹・花き振興指導費のうち花き総合振興対策事業費 (消県) 449 (459)

事業主体：県
事業内容：花き振興計画の推進、生産流通体制の整備

【園芸農産課】あいち花フェスタ開催費負担金（消県） 6,500（6,500）
事業主体：あいち花フェスタ2018（仮称）実行委員会（県、安城市、農業団体）
事業内容：フラワーディスプレイ、フラワーコンテストなどの開催

【園芸農産課】花の王国あいち需要拡大推進事業費負担金（消県） 6,025（6,733）
事業主体：花の王国あいち県民運動実行委員会（県、経済連、県花き連等）
事業内容：「今月のあいちの花」のPR、花育の推進等

【園芸農産課】いいともあいちブランド力強化事業費のうち 主要品目のブランド力強化推進[花き]（国費・消県） 3,664（4,294）

【園芸農産課】関東東海花の展覧会開催費負担金（消県） 1,100（1,100）
事業主体：関東東海花の展覧会（本県を始め1都11県6団体で構成）
事業内容：本展覧会の品評会等に参加し、首都圏の消費者に本県産花きをPR

《花と緑のイベント》

【園芸農産課】あいち花フェスタ開催費負担金（消県）【再掲】 6,500（6,500）
事業主体：あいち花フェスタ2018（仮称）実行委員会（県、安城市、農業団体）
事業内容：フラワーディスプレイ、フラワーコンテストなどの開催

(4) 畜産振興について

- ① 肉牛肥育経営は、子牛取引価格の高騰・高止まり等により、危機的状況にあるので、経営安定を図るため、素畜対策等の経営維持対策を講じるとともに、繁殖雌牛の増頭、酪農基盤対策の強化により素牛需給の緩和を進め、子牛価格の安定対策を強化されたい。
- ② 水稻生産者における飼料用米・WC Sの生産拡大と畜産農家への提供、畜産農家による県内産稲わらの利用促進に向けた、水稻生産者による稲わら収集体制の整備、家畜排せつ物の耕種農家での利用促進を積極的に進められたい。
- ③ 酪農家の受精卵移植による和子牛生産の拡大により、県下和牛生産の状況が変化し、和牛の登記・登録事務が増加・煩雑化してきている。このため、県内の和牛の登記・登録業務が円滑に行えるよう、従来の和牛生産地域以外での事務体制の充実、登記・登録業務に対する継続支援を願いたい。
- ④ 受精卵移植、雌雄判別精液の利用、優良血統母牛の造成等に対して支援を願いたい。
- ⑤ 県内二家畜市場(新城・豊橋)の老朽化・周辺環境問題を踏まえ、既存市場を閉鎖し、新たな場所に新市場を設置するにあたり、積極的に支援を図られたい。
- ⑥ 肉用子牛生産者補給金制度、養豚経営安定対策事業、鶏卵生産者経営安定対策事業に係る県費助成の継続・拡大を願いたい。
- ⑦ 酪農家の受精卵移植技術を活用した和牛生産や和牛肥育の増加に伴い、酪農家と和牛繁殖経営農家との情報交換が重要となっているが、それぞれの属する生産者団体が異なることにより、交流の機会が少ないため、酪農家と和牛繁殖経営農家が情報交換できる場の設定について支援していただきたい。
- ⑧ 和牛の資質向上と改良速度の向上のため、ゲノミック評価の導入について推進願いたい。

《肉用牛肥育に係る経営維持対応》

【畜産課】酪農・肉用牛振興対策指導事務費（消県） 374（575）

事業主体：県

事業内容：国が実施する酪農・肉用牛対策事業の推進等に係る指導等。

【畜産課】あいちの生乳生産基盤強化対策費（消県） 3,982（新規）

事業主体：県

事業内容：乳用雌子牛の県内での育成預託実証

《耕畜連携の推進》

【畜産課】自給飼料生産振興事業費（消県） 334（351）

事業主体：県

事業内容：自給飼料増産会議、情報交換会等の開催、稲わらの利用状況調査、マッチングリストの作成、飼料用稲と稲WCSを活用した耕畜連携の推進

【畜産課】農畜産業振興事業のうち畜産振興事業費補助金の一部（単補）1,912（1,912）

事業主体：県

事業内容：

・家畜糞尿処理対策事業

農業者の組織する団体が堆肥生産施設及び付帯設備等を整備する取組を推進

・自給飼料等利用促進事業

農業者の組織する団体が飼料作物・稲わら等の生産・利用機械施設を整備する取組を推進

補助率：1/3以内

《登記・登録業務》

【畜産課】畜産協会補助金のうち家畜登録等事業費（単補） 147（147）

事業主体：（公社）愛知県畜産協会

事業実施主体：愛知県和牛改良協会

事業内容：畜産関係団体が行う家畜登録事業等に要する事務経費に対し助成する。

補助率：定額

《受精卵移植・雌雄判別性液・優良血統母牛の造成》

【畜産課】畜産総合センター業務費のうち肉用種牛管理費（消県） 18,802（16,698）

事業主体：県

事業内容：三河高原牧場の和牛の育種価を高め、バイオテクノロジーで増殖し、農家に優良和牛資源を供給する。

【畜産課】牛受精卵供給事業費（消県） 7,625（7,625）

事業主体：県

事業内容：受精卵移植技術による農家牛群の整備及び和牛受精卵の譲渡、雌雄産み分けの実証展示。

【畜産課】牛受精卵移植実用化促進事業費（消県） 409（446）

事業主体：県

事業内容：受精卵移植技術の活用に向けた体制整備を行う。

《家畜市場の整備》

【畜産課】畜産物流通体制整備事業費補助金（国費） 391,060（新規）

事業主体：愛知県経済農業協同組合連合会

事業内容：利便性向上、流通合理化のため、家畜市場の整備を実施する。

補助率：1/2以内

【畜産課】畜産総合振興対策推進指導費（消県） 313（338）

事業主体：県

事業内容：各種畜産振興対策を総合的に推進する。	
《生産者積立金等への支援》	
【畜産課】肉用子牛価格安定対策事業費補助金（単補）	6,105（6,733）
事業主体：（公社）愛知県畜産協会	
事業内容：肉用子牛価格安定基金の造成 国 1/2、県 1/4、生産者 1/4	
対象頭数：	7,350 頭
黒毛和種	1,200 頭
その他専用種	10 頭
乳用種	2,030 頭
交雑種	4,110 頭
【畜産課】肉豚生産安定対策事業費補助金（単補）	77,000（77,000）
事業主体：（一社）愛知県養豚協会	
事業内容：養豚経営安定対策事業に係る生産者負担金（肥育豚 1 頭あたり 700 円）に対して一部を助成する。	
補助対象頭数：	550,000 頭
助成単価：	140 円/頭
【畜産課】鶏卵価格安定対策事業費補助金（単補）	9,181（9,181）
事業主体：愛知県経済農業協同組合連合会、知多養鶏農業協同組合、豊橋市養鶏農業協同組合	
事業内容：生産者が積み立てる生産者積立金に対して一部助成する。	
契約数量：	87,000 トン
補助単価：	①鶏卵価格差補てん事業 定額 0.342 円/kg 以内 (246 千円上限)
	②成鶏更新、空舎延長事業 定額 0.019 円/kg 以内 (13 千円上限)
《酪農と肉用牛経営との連携》	
【畜産課】畜産総合振興対策推進指導費【再掲】	313（338）
事業主体：県	
事業内容：各種畜産振興対策を総合的に推進する。	
《和牛ゲノミック評価の導入》	
【畜産課】畜産総合センター業務費のうち肉用種牛管理費【再掲】	18,802（16,698）
事業主体：県	
事業内容：三河高原牧場の和牛の育種価を高め、バイオテクノロジーで増殖し、農家に優良和牛資源を供給する。	

(5) 生産資材対策について

- ① 水稻の施肥コストの抑制・生産性向上に向け、現在、県と経済連が共同研究として取り組んでいる、愛知県内土壌実態把握の結果を考慮した施肥改善方針の設定と、それに合わせた施肥提案への支援を願いたい。
- ② 農業機械の盗難防止対策として、県警、名古屋港税関との連携による検問体制の強化を図るなどの取組みを実施するほか、農機具の盗難防止装置の取り付け、生産者の格納倉庫敷地における防犯カメラの設置等への助成を講じられたい。

《生産資材対策》	
【農業経営課】農業総合試験場費 試験研究費のうち産学官連携試験研究費の一部 (国費・消県)	112,152（134,583）

事業主体：県及びＪＡあいち経済連による共同研究
 事業内容：水田農業における土壌実態の把握と施肥改善に資する調査分析を行う。
【農業経営課】環境保全型農業推進費の一部（国費・消県） 9,044（945）
 事業主体：県
 事業内容：水田作の生産コスト低減につながる技術や施肥改善について普及指導を実施。

《農業機械盗難防止対策》
【農業経営課】農業機械作業安全対策事業の一部（消県） 35（44）
 事業主体：県
 事業内容：農作業事故ゼロ運動重点対策の推進、農機盗難防止の啓発

重 (6) 本県産農畜産物のブランド力の強化について

- ① 知事自らの積極的なトップセールスの継続実施、マスメディアや県出身の有名人の積極的かつ効果的な活用や観光事業との連携により、県内外における県産農畜産物のPR活動に取り組んでいただきたい。
- ② 消費者や実需者の評価も得られる県独自の新品種の開発や栽培品種の誘導、生産技術の普及、開発した品種の消費者への認知・定着促進策など、研究開発、生産対策、消費対策が一体となったブランド化の推進を継続されたい。
- ③ 産地自らが行うブランド化の推進、販売促進活動に対して支援を願いたい。
- ④ 消費の中心である京浜地域における情報収集活動・機能強化は必須であり、そのために必要な県職員の大田市場駐在に係る予算・要員の確保を図られたい。

《トップセールス、観光との連携》
【食育消費流通課】農産物流通機能強化推進費のうち愛知県農産物需要拡大推進協議会負担金（消県） 980（1,000）
 事業主体：愛知県農産物需要拡大推進協議会（愛知県、ＪＡあいち経済連）
 事業内容：首都圏における知事トップセールスの実施、農林水産祭等への出展、品質品評会の開催等

《県内外における県産農産物のPR等》
【食育消費流通課】【園芸農産課】【畜産課】【水産課】
いいともあいちブランド力強化事業費（国費・消県） 23,348（25,510）
 事業主体：県
 事業内容：いいともあいち運動を積極的に活用した県内外へのPRにより、主要品目のブランド力強化や県産農林水産物全体のイメージアップを図る。

【園芸農産課】いいともあいちブランド力強化事業費のうち 主要品目のブランド力強化推進 [小麦]（国費・消県）【再掲】 781（1,089）
 事業主体：県
 事業内容：学校給食での使用に向けた「ゆめあかり」のPRの実施

【園芸農産課】いいともあいちブランド力強化事業費のうち 主要品目のブランド力強化推進 [茶]（国費・消県） 1,148（1,389）
 事業主体：県
 事業内容：愛知県茶会の開催

【園芸農産課】果樹・花き振興指導費のうち果実品質向上推進費（消県） 227（266）
 事業主体：あいちのフルーツコンテスト実行委員会、愛知県いちご品評会実行委員会
 事業内容：いちご品評会、ぶどう及びいちじくコンテスト、消費拡大のためのフェア等を開催する。

【畜産課】	いいともあいちブランド力強化事業費のうち 主要品目のブランド力強化推進 [名古屋コーチン] (国費・消県)	1,823 (1,838)
事業主体:	県	
事業内容:	名古屋コーチンの日に合わせてイベント等を実施し、ブランド力を強化する。	
【畜産課】	種豚育成指導推進費 (消県)	100 (100)
事業主体:	県	
事業内容:	系統豚普及拡大の推進	
【畜産課】	畜産競争力強化対策整備事業指導事務費 (国費・消県)	868 (679)
事業主体:	県	
事業内容:	畜産クラスター事業の円滑な実施に対する支援	
【畜産課】	農畜産業振興事業のうち畜産振興事業費補助金の一部 (単補)	1,912 (1,912)
事業主体:	農業者の組織する団体	
事業内容:	農業団体が実施する消費者交流会等の取組を支援。	
《研究開発、生産対策、消費対策が一体となったブランド化の推進》		
【農業経営課】	農業総合試験場費のうち試験研究費 (国費・消県) 【再掲】	297,265 (318,438)
事業主体:	県	
事業内容:	消費者や実需者の評価が得られる新技術・新品種の開発	
【農業経営課】	農業改良普及事業の一部 (国費・消県) 【再掲】	1,553,118 (1,536,907)
事業主体:	県	
事業内容:	産地や農業者等を対象に、新品種・生産技術の普及指導を行う。	
《大田市場駐在》		
【食育消費流通課】	農産物流通機能強化推進費のうち東京事務所農産物プロモーショングルー プ運営費 (消県)	3,297 (3,383)
事業主体:	県	
事業内容:	東京都中央卸売市場大田市場に職員が駐在し、京浜地域を中心に農産物の流通情 報の収集、県産農産物のPR及び販路拡大に取り組む。	

(7) 本県産農畜産物の輸出への取組支援について

国は農林水産物・食品の輸出拡大として、平成31年に1兆円の政策目標を掲げており、輸出に対する取組み強化が求められている。

県においても、海外でフェアや商談会などを開催されているが、今後の取組強化のためにも、生産（検疫・農薬残留等への対応）、流通、消費場面での情報提供や輸出に取組みやすい環境を整え、JAグループとともに取組みをけん引いただくようお願いする。

《輸出への取組支援》		
【食育消費流通課】	あいちの農林水産物輸出拡大戦略事業費のうち農林水産物輸出プロモーション強化事業費 (国費・消県)	5,858 (6,408)
事業主体:	県	
事業内容:	国内で開催される国際食品・飲料展示会に出展し、商談機会を創出するとともに、海外の食品展示商談会に出展する事業者向けにフォローアップを実施する。	
【園芸農産課】	あいちの花き輸出拡大推進事業費負担金 (国費・消県)	1,760 (1,812)
事業主体:	あいちの花き輸出促進実行委員会 (県、経済連、県花き連)	
事業内容:	JFI トレードフェアへの県産花きの出展(9、3月)、海外バヤの県内産地視察	

重 (8) 補助事業の充実・強化について

① 国の農業関係の補助金について、積極的に農家への情報提供を図るとともに、経済産業省等の他省庁の補助金の活用に対しても助言等を願いたい。

また、間接補助事業になる場合の事業採択にあたっては、国が示す以上の要件を課すことのないようにするとともに、国において緊急対策として補正予算が措置された場合は、迅速な情報提供や予算措置等により国の補助事業の積極的な活用を図られたい。

② 国・県の補助制度について、市町村職員がよく理解できるよう制度周知の強化を図られたい。

③ 国の強い農業づくり交付金のメニューは、農業先進県である本県の実情に合わないものが多いため、本県の農業にも適切に対応できるよう、事業メニューや要件等を国に提案し、事業の改善に向けて努力されたい。

④ 農業生産力パワーアッププロジェクト推進事業費の増額と実証後の産地をフォローするハード事業を創設されたい。

⑤ 産地間競争が強まる中で、早急に競争力のある産地を実現するため、国の補助事業では対象とならない以下のような取組みについても県単独の補助事業の拡充等により対応されたい。

(ア) 農家の資本力が弱く、融資対応が困難な山間地域でのハウスや機械等の農業基盤の整備を図る山間地営農等振興事業予算の増額

(イ) 県の強みを生かした農業を継続して育てていくために欠かせない地域農業振興事業予算の大幅な増額及び次のような事業メニューの追加

- A) 加工・業務用野菜の産地形成を図るために導入する、物流コスト低減に繋がるコンテナ、計量機等の機器、貯蔵施設の設置など流通体制の整備に対する助成
- B) 受託者が小規模な耕作放棄地を整地する場合に要する土木機械の購入又はリースに要する経費に対する助成
- C) 果樹栽培等における大規模農家へのほ場集約・流動化を図るため、借受時に実施する生産性向上のための改植・土壌改良などに対する助成
- D) 老朽化したJAの共同集出荷施設、共同乾燥調製施設、堆肥製造施設等の機能高度化を図るための更新、再整備、付帯機能施設の設置に対する助成
- E) 露地野菜における、法人や大規模農家が他の農家の作業（定植・収穫など）を受託するための定植機や収穫機等に対する助成

《県単独事業の大幅増額》

【農業振興課】山間地営農等振興事業費補助金（単補） 31,000（31,000）
 事業主体：山間地・離島地域の農林漁業者組織等
 事業内容：農林漁業用施設・機械の導入等に助成。

【園芸農産課】農畜産業振興事業のうち地域農業振興事業費補助金（単補） 917（1,213）
 事業主体：愛知県経済農業協同組合連合会
 事業内容：園芸特産物等流通近代化施設整備

【畜産課】農畜産業振興事業のうち畜産振興事業費補助金の一部（単補） 【再掲】
 1,912（1,912）

事業主体：農業者の組織する団体
 事業内容：農業団体が実施する消費者交流会等の取組を支援。

(9) 農業制度資金にかかわる予算の拡大等について

- ① 農業者の資金需要に応えるため、農業近代化資金、農業経営安定資金について、融資枠の維持と農業経営安定資金に対する県預託金の維持を図られたい。
- ② 農業融資における無担保・無保証人制度は、資金の円滑な融通により担い手育成を図るために必要不可欠な制度であるため、愛知県農業信用基金協会における特別準備金の積み立てに対して交付される特別準備金造成費補助金の拡大を図られたい。

《農業制度資金》

- | | |
|---|------------------|
| 【農業経営課】 農業近代化資金利子補給補助金（単補） | 108,021（109,566） |
| 事業主体：農協等の融資機関 | |
| 事業内容：農業者に農協等の融資機関が貸付けた農業近代化資金に対して利子補給をする。 | |
| 融資目標額：30億円 [内訳 個人：20億円、共同：10億円] | |
| | |
| 【農業経営課】 農業経営安定資金貸付金（消県） | 12,500（12,500） |
| 貸付先：愛知県信用農業協同組合連合会 | |
| 事業内容：認定農業者以外の農業者に低利な運転資金を融通するため、愛知県信用農業協同組合連合会に対して無利子で原資を預託する。 | |
| 融資目標額：50,000千円 | |
| | |
| 【農業経営課】 愛知県農業信用基金協会特別準備金造成費補助金（単補） | 2,232（2,790） |
| 事業主体：愛知県農業信用基金協会 | |
| 事業内容：愛知県農業信用基金協会が農業者等に対して行う債務保証に伴うリスクに対処するために造成する特別準備金に対して助成する。 | |

5. 意欲ある人が活躍できる農業の実現

(1) 担い手の育成・確保に関する取組支援について

- ① 女性農業者、定年就農者等の幅広い分野からの地域農業の担い手の活躍を図るため、農業用施設・機械のリース事業の創設、産直施設、加工施設の整備に対する支援措置を講じられたい。
- ② JAにおける「担い手に対する出向く体制」の活動について、農林水産事務所の専門的見地からの支援を願うとともに、併せて、担い手の抱える規模拡大、法人化、経営継承、雇用確保などの多様な課題に対して引き続き、出向く体制との連携の下、指導を願いたい。
- ③ 多くのJAで担い手育成のために開催されている農業塾の活動に支援されたい。

《担い手の育成・確保》

- | | |
|---|--------------------------|
| 【園芸農産課】 農畜産業振興事業のうち地域農業振興事業費補助金（単補） | 【再掲】
917（1,213） |
| 事業主体：愛知県経済農業協同組合連合会 | |
| 事業内容：園芸特産物等流通近代化施設整備 | |
| 補助率：1/3以内 | |
| | |
| 【農業振興課】 経営体育成支援事業費補助金（国費） | 【再掲】
173,113（237,292） |
| 事業主体：市町村 | |
| 事業内容：人・農地プランに位置づけられた担い手等が融資を主体として農業用機械施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助を行う。 | |

【農業経営課】農業経営力向上支援事業（国費・消県） 事業主体：県 事業内容：農業経営の法人化や経営継承など、税理士等の専門家への相談が必要な課題について、専門家相談ができる体制を整備する。	7,535(4,478)
【農業経営課】農業担い手確保育成推進費（国費・消県） 事業主体：あいちの農業担い手確保育成推進協議会（県・JA愛知中央会） 事業内容：担い手育成に取り組む農業塾（JA・市町村等）のネットワーク組織を立ち上げ、農業塾の運営や課題の検討と農業塾の希望に沿った講師の派遣。	1,636(1,800)

重 (2) 新規就農者の確保について

- ① 法人就職、就農希望者等に対する県段階での就農相談会を継続的に開催されたい。また、普及組織、農業大学校、農業高校等における相談活動、先進農業者や農業大学校における農業技術の習得研修を強化されたい。
- ② 就農にあたって必要となる農地の確保、機械・施設の導入、家屋・農舎のあっせん、法人等への就職の場合の情報提供について、市町村とも連携を密にして支援を願いたい。
- ③ 親元での就農について、親から子への安定した経営継承が図られるよう就農時の規模拡大に伴う農業機械の導入、ハウスの増設等に対する助成措置を講じられたい。
- ④ 農業次世代人材投資資金について、親元就農、親が経営する農業法人への就職の場合も、農地の権利にかかわらず、親の経営と経理の面で独立していれば農業次世代人材投資資金の対象とするなど、交付要件の大幅な緩和を国に働きかけるとともに、県独自の就農給付金等の支援についても検討されたい。

《新規就農者の確保》

【農業経営課】農業後継者育成指導費（消県） 事業主体：県 事業内容：農起業支援センターが実施する新規就農希望者への就農支援や市町村やJA等が実施する農業塾等への支援及び新規就農支援に係る関係機関と連絡調整会議を開催。	334 (418)
【農業経営課】農業研修費のうち農業者生涯教育研修（国費・消県） 事業主体：県 事業内容：新規参入者、Uターン就農者を対象とした「ニューファーマーズ研修」等を実施する。	2,297 (2,127)
【農業経営課】農業研修費のうち農業機械研修（消県） 事業主体：県 事業内容：「トラクタ基本研修」、「トラクタけん引研修」、「フォークリフト研修」等、農業機械に関する知識・技術・技能を習得させるための研修を実施する。	2,124 (2,124)
【農業経営課】新規就農・経営継承総合支援事業費のうち農業者育成支援研修（国費） 事業主体：県 事業内容：主に農業以外の分野からの就農を目指す者を対象とした、就農支援のための研修を実施する。	7,505 (7,505)
【農業振興課】経営体育成支援事業費補助金（国費）【再掲】 事業主体：市町村 事業内容：人・農地プランに位置づけられた担い手等が融資を主体として農業用機械施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助を行う。	173,113 (237,292)

【農業経営課】 農業人材力強化総合支援事業費のうち農業次世代人材投資事業（国費）

455,813（471,500）

事業主体：県

事業内容：就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する農業次世代人材投資資金を一人あたり最大で年間150万円交付。

《国への働きかけ》

【農業経営課】

要請の趣旨について、国に対して働きかけを実施。

・東海農政局長に要請書を手渡し（平成29年10月24日）

引き続き、農業次世代人材投資資金を十分に活用し、就農意欲の喚起と就農後の定着を図ってまいりたい。

(3) 労働力の確保について

本県は、東三河地域を中心とした施設園芸産地を形成しており、安定的な周年栽培を行うには安定的な労働力確保が不可欠である。

加えて、担い手農家が、経営規模の拡大、経営の多角化・高度化を図るためには、労働力確保が喫緊の課題となっており、JAグループに対して対応策を求める声が強い。

こうしたことから、本県農業の生産力パワーアップを図るとともに、農家を支援するため、JAグループとして、国家戦略特区における農業支援外国人受入事業を含めた、労働力確保対策を検討している。

- ① 県もこの労働力確保対策が円滑に進むような施策の検討に加えて、農業団体と一体となった取組みを図りたい。
- ② 女性、定年退職者、外国人等の幅広い人材を確保し、労働者として農家に派遣するためにJAグループが取り組む活動に対して支援措置を講じられたい。さらに、農家に派遣する人材に対して実施する、必要な技術や知識の習得、能力向上を目的とした研修会の開催等の活動に対して支援措置を講じられたい。

《労働力の確保》

【農業経営課】 農業支援外国人受入事業費（国費・消県）

3,080(新規)

事業主体：県

事業内容：農業分野における外国人農業支援人材の活用のため、受入体制を構築・整備する。

【農業経営課】 農業後継者育成指導費の一部（消県）【再掲】

334（418）

事業主体：県

事業内容：産地の担い手受入体制の整備推進・支援

平成24年度に設置した農起業支援センターを軸に、「農業生産力パワーアッププロジェクト部会」等と連携して、産地の戦略構築の支援と、産地での多様な人材の受入体制を整備する。

【農業経営課】 農業研修費のうち農業者生涯教育研修（国費）【再掲】

2,297（2,127）

事業主体：県

事業内容：農業者を対象とした「経営管理研修」「生産高度化研修」「農産物利活用研修」を実施する。

【農業経営課】 農業研修費のうち農業機械研修（消県）【再掲】

2,124（2,124）

事業主体：県

事業内容：「トラクタ基本研修」、「トラクタけん引研修」、「フォークリフト研修」等を実施する。

(4) 優良農地の確保と集積・集約化の推進について

- ① 農地中間管理事業について、J A等の委託先での事業推進が予算の有無によって左右されることのないよう機構集積協力金や委託費等の十分な予算を確保されたい。
- ② 都市近郊や中山間地域における受け手の育成状況、出し手の意向等を踏まえ、農地中間管理事業と農地利用集積円滑化事業双方の機能・役割を評価・整理し、県として、今後どのような形で農地集積を進めていくのかについて、現場目線に立って検討し、国に提案されたい。
- ③ 農振地域とつながる優良な市街化区域内の農地も借り受けの対象とすること、受け手が当面見つからないものの、整備を図ることによって十分に活用できる遊休農地については、機構が借り受け、全額国費により整備を行い、担い手に貸しつけられる仕組みとすることについて、検討されるよう国に働きかけられたい。
- ④ 農地利用集積円滑化事業とくらべ農地中間管理事業は事務が煩雑なため、手続きの簡素化を引き続き国に働きかけられたい。

《農地中間管理事業の推進》

【農業振興課】農地中間管理事業推進費のうち農地中間管理事業費交付金（国費・消県）
118,007（112,764）

事業主体：農地中間管理機構（愛知県農業振興基金）
事業内容：農地中間管理事業の実施に要する経費を支援する。

【農業振興課】農地中間管理事業推進費のうち機構集積協力交付金（国費）273,196（301,827）

事業主体：市町村
事業内容：機構へ農地を貸し出す個人、地域に対して市町村が交付する協力金を支援する。
・経営転換協力金 216,090 千円
・耕作者集積協力金 9,868 千円
・地域集積協力金 47,238 千円

【農業振興課】農地中間管理事業推進費のうち推進事業費（国費・消県） 861（889）

事業主体：県
事業内容：農地中間管理事業の推進・指導等を実施する。

《国への働きかけ》

【農業振興課】
要請の趣旨について、国に対して働きかけを実施。
・東海農政局長に要請書を手渡し（平成 29 年 10 月 24 日）

<参考>
農地中間管理事業の円滑な実施に関する県からの要請
・東海農政局（平成 29 年 10 月 24 日）
・農林水産省（平成 29 年 11 月 2 日、10 日）

<要請内容>
農地中間管理事業の円滑な実施のため、機構集積協力金について、事業の確実な実施に必要な財源を確保すること。

また、「農地中間管理事業の推進に関する法律」附則において施行後 5 年を目途として行う財政措置の見直し、事業の在り方全般の検討については、利用者等の意見を十分に反映させること。

<参考>
国予算案 平成 30 年度予算 112 億円（155 億円）

(5) 遊休農地発生抑制策について

J Aグループでは、担い手の少ない中山間地域や都市近郊地域において、J Aが直接出資する農地所有適格法人を設立し、将来の担い手育成を兼ねて従業員や研修生を雇いながら、耕作する者がいなくなった農地の耕作を行っている。しかし、その性格上、耕作する農地は条件不利地の割合が高く、経営面では厳しい状況にあるため、J A出資法人やこれに代わる受託組織に対して支援を願いたい。

《J A出資法人等への支援》

【農業振興課】地域農政総合推進費のうち担い手総合支援事業指導事務費（消県） 136 (170)
事業主体：県
事業内容：J A出資法人の実態及び課題の把握等を実施する。

(6) 農業基盤の整備について

- ① 矢作川水系や豊川水系では節水を余儀なくされることが多く、渇水時には農作物の生育不良等の被害が生じていることから、基幹的な農業水利施設の計画的な整備や水源開発等に取り組み、農業用水の安定的な確保を図るとともに、大区画化やパイプライン等の基盤整備の推進を引き続き図られたい。
- ② 水稻の直播栽培の普及、飼料用米の作付拡大など農業用水の利用が変わってきており、旧来からの水利権では現状の営農形態と合わなくなっているため、水利権の見直しを願いたい。
- ③ これまでに整備された農業排水施設では、近年の異常気象に対応できないことが多くなっているため、設計基準の見直しを願いたい。

《農業基盤の整備》

【農地計画課】大規模用水事業 9,295,000 (7,231,000)
事業主体：国、水資源機構
事業内容：施設の老朽化対策及び耐震対策
・ 国営総合農地防災事業 新濃尾地区
・ " 矢作川総合第二期地区
・ 水資源機構営 豊川用水二期事業 (H30 新規)
・ 水資源機構営 愛知用水三好支線 水路緊急対策事業

【農地整備課】農業農村整備事業 (国費・消県) 21,940,730 (20,170,234)
事業主体：県、市町村、土地改良区
事業内容：農業農村整備

【農地計画課】

地域の営農状況等に応じた用水需要の変化等へ対応していく必要があるため、国や水資源機構等との情報共有、連絡調整等を緊密に行ってまいりたい。

(参考)

大規模用水の水利権者

[木曾川水系]

- ・ 濃尾用水：農林水産省
- ・ 愛知用水：水資源機構
- ・ 木曾川用水：水資源機構

[矢作川水系]

- ・ 枝下用水：豊田土地改良区
- ・ 明治用水：明治用水土地改良区
- ・ 矢作川用水：農林水産省
- ・ 矢作川総合用水：農林水産省

【豊川用水】

・豊川用水：水資源機構

【農地計画課】

県としては排水機場のポンプや電気盤等の高所設置等を行っているところであるが、国に対して、基準降雨の見直しを働きかけてまいりたい。

6. 食品の安全・安心の確保と環境への配慮について

(1) 食品の安全・安心の確保について

- ① 東京オリンピック・パラリンピック競技大会へ食材提供を希望する産地に対し、県GAPの第三者認証を制度化するとともに、将来、産地が販売先等からGAPの認証取得を要求された場合は、普及指導員からも指導を受けられるよう指導体制を整備し、産地指導を願いたい。
- ② 農林水産省作成の生鮮野菜の衛生管理指針「栽培～出荷までの野菜の衛生管理指針」の農家段階での実践についての周知、啓発指導を引き続き願いたい。
- ③ 関係部局が連携して、加工事業者（直売所へのお荷者を含む）に対する製造工程管理（衛生管理、異物混入対策）指導、食品表示指導を強化するとともに、指導マニュアルの整備を図りたい。
- ④ 県内の農業者、JAが生産履歴の記帳、GAP手法の導入、エコファーマーの取得などに積極的に取り組んでいることを、市場・流通関係者、県内外の消費者、県民に対して広く情報発信していただきたい。
- ⑤ 農薬残留確認調査事業について、愛知県産農畜産物の安全・安心を確保するための残留農薬分析にかかわる費用負担が増加傾向にあるため、引き続き予算の増額を国に働きかけられたい。

《GAP》

【農業経営課】環境保全型農業推進費（国費・消県）【再掲】 9,044 (945)
事業主体：県
事業内容：GAP手法の導入・利用推進、エコファーマーの育成など

《食品表示指導》

【食育消費流通課】農林物資品質表示適正化指導費（消県） 845 (454)
事業主体：県
事業内容：食品表示法・米トレサビリティ法に基づく表示の適正化を図るため、県内の食品を取り扱う事業者及び消費者に対する研修会を開催するとともに、表示状況の調査や監視を行い、必要に応じて指導を実施。

【生活衛生課】食品衛生責任者講習会事業 3,314 (3,498)
事業内容：食品衛生責任者養成講習会及び食品衛生責任者再講習会を開催し、食品衛生及び食品表示に関する知識及び最新の知見等を取得させる。

委託先：一般社団法人愛知県食品衛生協会（平成29年度）

【生活衛生課】食品衛生教育講習会事業
事業内容：食品関係者及び一般住民等の要望に応じて、食品衛生に関する知識並びに食品添加物、放射性物質、食品表示及び輸入食品等に関する最新の知見を取得してもらうため、食品衛生教育講習会を開催する。

【農業経営課】農薬残留実態調査交付金（国費） 44,157 (44,157)
事業内容：平成22年度から、農業協同組合等が行う農薬残留分析費用の一部を助成。

補助率：1/2 以内、実施予定数：3,300 検体
《国への働きかけ》

【農業経営課】

要請の趣旨について、国に対して働きかけを実施。

- ・東海農政局長に要請書を手渡し（平成 29 年 10 月 24 日）
- ・愛知県つまもの振興協議会と共に東海農政局長へ要請を実施（平成 29 年 7 月 18 日）

(2) 農薬の適正使用について

- ① 薬剤感受性検定への助成、さらには、抵抗性・耐性の発達した病害虫に対する総合的病害虫・雑草管理（I PM）の開発とその普及について、積極的な指導を願いたい。また炭酸ガス発生装置など地域で取り組むべき新たな I PM 技術の導入に対する助成措置を講じられたい。
- ② 愛知県マイナー作物等農薬登録推進協議会を主体に実施するマイナー作物農薬登録拡大試験について、試験実施数を維持するための予算確保を願いたい。

《農薬の適正使用》

【農業経営課】 農業総合試験場費 試験研究費のうち病害虫試験研究費の一部（国費・消県）
26,112 (24,654)

事業主体：県

事業内容：I PM の考え方に基づく総合的な防除技術、雑草管理技術の開発に取り組んでいる。

【農業経営課】 農作物病害虫発生予察事業費の一部（国費・消県）
542,461 (434,811)

事業主体：県

事業内容：産地や農業者に対して、I PM 導入に向けた普及指導を行う。

【農業経営課】 マイナー作物農薬登録加速化事業費（国費）
2,944 (1,384)

事業主体：県

事業内容：マイナー作物の農薬登録のため薬効薬害試験、限界薬量薬害試験、作物残留試験を実施し、使用できる農薬の確保に努めている。

Ⅱ. 農業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践

(1) 食育・花育の推進について

- ① 小中学校における食育・花育の推進には教育側の理解と積極的な関与が重要であるので、小中学校での出前授業や体験学習の実施などに際して一層の連携を図られたい。また、花壇コンクールについては、多くの小学校で取り組めるよう支援を願いたい。
- ② 働く世代への食育は、健康管理や生活習慣病予防等の点から重要なため、企業内部での食育啓発活動、外食企業との連携、企業食堂での県産農畜産物の利用拡大による食育活動にも引き続き取り組まれない。

《食育推進計画の取組推進》

【食育消費流通課】 食育推進費（消県）
1,396 (918)

事業主体：県

事業内容：「あいち食育いきいきプラン 2020（第 3 次愛知県食育推進計画）」の推進、愛知県版食育白書「あいち食育いきいきレポート」の作成、食育推進ボランティアの登録・

活動支援、食育劇「食まるファイブ」の上演支援、ウェブページ「食育ネットあいち」の充実等		
【食育消費流通課】地域の魅力再発見食育推進事業 推進事業費（国費・消県）		298 (372)
事業主体：県		
事業内容：あいち食育いきいきシンポジウム、野菜の摂取量向上のための講習会の開催		
【食育消費流通課】事業費補助金（国費）		7,077 (9,052)
事業主体：市町村、農協等		
事業内容：農林漁業体験機会の提供などの食育活動に対する助成		
《花育の推進》		
【園芸農産課】花の王国あいち需要拡大推進事業負担金（消県）【再掲】		6,025 (6,733)
事業主体：花の王国あいち県民運動実行委員会（県、経済連、県花き連等）		
事業内容：「今月のあいちの花」のPR、花育の推進等		
【園芸農産課】あいち花フェスタ開催費負担金（消県）【再掲】		6,500 (6,500)
事業主体：あいち花フェスタ2018(仮称)実行委員会（県、安城市、農業団体）		
事業内容：フラワーディスプレイ、フラワーコンテストなどの開催		

重 (2) 地産地消の推進について

- ① 地産地消を推進するための各地域で開催するイベントへの支援のほか、産直施設の設置に対する支援を願いたい。
- ② 学校給食に地域の産物を活用することは、食育の推進からも重要であるので、地域産物の導入の促進に向けて、引き続き教育現場への働きかけと実態を踏まえた効果的な体制作りへの支援を願いたい。
- ③ 愛知県産麦を使用した「パン・麺類」及び愛知県産大豆使用製品の学校給食への供給に対する支援措置を講じられたい。

《地産地消の取組》		
【農業振興課】地域農政総合推進費のうち経営体育成推進費の一部（消県）		218 (322)
事業主体：県		
事業内容：本県産農林水産物やその加工品を活用し、食や花をテーマに、地域活性化と観光需要の拡大を目的に活動している地域を「街道」として認定し、その魅力をPRする。		
【食育消費流通課】食と緑普及啓発事業費（消県）		826 (833)
事業主体：あいちの農林水産フェア実行委員会		
事業内容：農林水産業に関する情報の交流やふれあいの場づくり、県民活動を促進するため、「あいちの農林水産フェア」を開催し、県民の農林水産業に対する理解促進を図る。		
開催時期：平成30年11月(予定)		
開催場所：名古屋市内百貨店(予定)		
【食育消費流通課】地産地消推進費（消県）		1,209 (805)
事業主体：県		
事業内容：食と農林水産業に対する県民の理解促進を図るため、「いいともあいち運動」等を通じた消費者と生産者等との協同活動の推進や各地域で消費者とネットワーク会員等とのつながりを深めるための交流会や勉強会等を開催する。また、「いいともあいち運動」推進が20周年のため、活動団体への顕彰と活動実績の周知を図る。		
【食育消費流通課】地産地消推進費の一部（消県）【再掲】		91 (113)

事業主体：県
 事業内容：本県産農林水産物やその加工品を活用し、食や花をテーマに、地域活性化と観光需要の拡大を目的に活動している地域を「街道」として認定し、その魅力をPRする。

【園芸農産課】水田農業経営所得安定対策推進指導費のうち経営所得安定対策支援プロジェクト推進費（消県）【再掲】 1,027（1,284）

事業主体：県
 事業内容：「きぬあかり」、「ゆめあかり」普及推進プロジェクトチームの活動により、「あいちの小麦」の認知度向上を図る。

Ⅲ. 自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり

重 (1) 鳥獣の捕獲・追い払い対策の強化について

- ① 市町村における鳥獣被害防止計画の作成、鳥獣被害の実態把握、的確な防止対策の実施等、主体的な取組みを指導されるとともに、捕獲者等の専門家の育成、わなの設置、捕獲、侵入防止柵の整備、捕獲鳥獣の処理などの取組みについて、財政的支援・技術指導の強化を願いたい。
- ② カラス・ヒヨドリ等の鳥害被害が目立ってきていることから、効果的な鳥害対策を指導されたい。
- ③ 市町村を超えた広域的な追い払い対策、捕獲鳥獣の処分・加工利用等の対応が必要である場合もあることから、近隣市町村間の連携が図られるよう引き続き指導されたい。
- ④ 捕獲した鳥獣の処理加工施設の整備やジビエとしての販売に引き続き支援を願いたい。

《市町村への指導、財政的支援等》

【農業振興課】鳥獣被害防止総合対策事業費補助金（国費） 320,384（290,268）
 事業主体：地域協議会等
 事業内容：市町村が作成する被害防止計画に基づき実施する捕獲機材の導入、侵入防止柵の整備、有害鳥獣捕獲等に対して、国費を活用して、地域協議会等に助成。

【農業振興課】山村地域鳥獣被害防止対策事業費補助金（単補） 14,724（14,234）
 事業主体：岡崎市、豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村
 事業内容：市町村が作成する被害防止計画に基づき実施する被害防止施設整備に要する経費等に対し、山村地域の市町村に県単独の助成。

《鳥害対策、広域対策》

【農業振興課】被害防止対策推進費（国費・消県） 4,149（4,292）
 事業主体：県
 事業内容：農作物被害の実態調査や捕獲機材の改良実証を行うとともに、被害防止支援体制を整備し、人材育成を行う。

《ジビエ支援》

【農業振興課】愛知産ジビエ消費拡大事業費（国費・消県） 1,500（2,000）
 事業主体：県
 事業内容：業種を超えた関係者を対象としたジビエ利活用のためのネットワーク形成を支援。

重 (2) 都市及び都市近郊における農業の振興について

- ① 都市農業振興基本法に定める地方計画の策定並びに生産緑地の下限面積を引き下げるための条例制定及び生産緑地の追加指定について市町村に働きかけられたい。
- ② 都市農業振興基本法では、国及び地方公共団体は、都市農業のための利用が継続される土地に関し、必要な税制上の措置を講ずるものとされていることから、都市農業が安定的に継続される税制上の措置について、国に対して、強く働きかけられたい。
- ③ 市街化区域内農地に対しては、これまで十分な農業施策が講じられてこなかったが、都市農業振興基本法が施行されたことに伴い、県においても、新たな仕組みの農業施策へ転換を図られたい。
- ④ 農業者、農業団体をはじめ、広く県民が都市農業の果たす多様な機能と役割について深く認識し、保全と活用に取り組むことが必要であるので、生産者、消費者双方の意識高揚を図られたい。
- ⑤ J Aが行う営農指導とも連携を図りながら、以下のような、都市農業における経営展開のための技術指導を推進されたい。
 - (ア) 農業体験農園の開設及び運営指導
 - (イ) 産直施設での販売に結びつく多様な担い手に対する栽培指導

《都市農業対策》

【農業振興課】地域農政総合推進費のうち経営体育成推進費（消県）の一部【再掲】 218（322）
事業主体：県
事業内容：本県都市農業に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

【建設部都市計画課】

市町の意向の確認、情報提供に努めていく。また、市町からの相談に対応する等、助言を行っていく。

《国への働きかけ》

【農業振興課】

要請の趣旨について、国に対して働きかけを行った。

・10月24日 東海農政局長に手渡し

《技術指導》

【農業経営課】農業改良普及事業の一部（国費・消県）【再掲】 1,553,118（1,536,907）

事業主体：県

事業内容：農業体験農園、直売所出荷等、都市農業の経営展開のための普及指導を行う。

IV. 農村地域における医療体制の整備

(1) 病院医師の確保に関する配慮について

愛知厚生連の中規模病院においては医師の高齢化、医師不足が進んでおり、渥美病院では一部診療科の休診・診療制限、稲沢厚生病院においては救急医療・周産期医療対応などの負担が重く周産期医療を担う3名のうち2名が定年を迎えた医師であり、足助病院では医師数が減少した中で医療提供を継続している。大学からの医師派遣は十分とは言えず、中規模病院の医師確保は大きな課題となっている。

地域枠医師の赴任については、平成29年度より知多厚生病院に1名の派遣をしていただいているところではあるが、知多厚生病院においては今後の継続派遣を、渥美・稲沢厚生・足助病院においては医師不足の状況をご理解いただき、地域枠医師の派遣について特段のご配慮を頂きたい。

また、平成27年度より知多厚生病院と足助病院に自治医科大学卒業医師を派遣していただき、知多厚生病院では現在も整形外科での診療に従事していただいている。しかし、足助病院では平成28年度末をもって2年間の派遣が終了し現在は派遣がないため、平成30年度以降の派遣を願いたい。

【健康福祉部】

自治医科大学卒業医師の派遣については、へき地医療拠点病院、へき地診療所等における医師の確保状況を見ながら、不足している医療機関に配置を行っている。

平成30年度の派遣については、知多厚生病院へ継続派遣することを検討しているが、全体の派遣人数などから足助病院への派遣は難しい状況となっている。

(2) 病院内保育施設運営費補助金の増額について

医師・看護師不足の中で医療を確保していくためには、子供を持つ医師・看護師の定着を図ることが重要となっており、そのために病院内保育施設の運営を充実させる必要があるが、年々運営費が増大し経営を圧迫している。今後より一層の補助額の増額を願いたい。また、夜勤看護師確保のための24時間保育、休日保育等の取組みに対しても特段の配慮を願いたい。

【健康福祉部】 【厚生連関係分】 病院内保育所補助金 【運営費】 (消国、単補)

340,071 (381,020)

対象：安城更生病院、海南病院、知多厚生病院、江南厚生病院、稲沢厚生病院、豊田厚生病院、渥美病院

事業内容：病院内保育所運営費

補助率：1/2[基金]

(3) がん診療拠点病院の指定要件緩和及びがん診療連携拠点病院補助金について

がん診療連携拠点病院の補助金額については、平成29年度に増額されたが、年々求められる体制、取組みが一層増加し、経費の増加を招いており、がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金の増額を願いたい。

また、がん診療連携拠点病院の指定要件のうち、医療従事者における確保要件が非常に厳しくなっている。特に、専門医については、病院独自で確保し要件を満たすことが非常に困難となっ

ており、県のがん診療拠点病院の指定要件緩和等の検討を願いたい。

【健康福祉部】（厚生連関係分）がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金（消国）

91,260 (91,260)

がん患者や家族の支援に重要な役割を果たす「がん相談支援センター」の機能強化等を図るため、平成29年度より補助金の増額を行った。この趣旨を踏まえ、できる限り相談員の配置の拡充等に努め、不安を抱えるがん患者や家族に対する相談支援を適切に行っていただきたい。

対象：海南病院、豊田厚生病院、安城更生病院

事業内容：質の高いがん医療の全国的な均てん化に資するために実施する事業に対し補助

補助率：10/10（国1/2 県1/2）

補助基準額：1病院 7,605千円

【健康福祉部】

現在の県指定の指定基準については、平成26年度に「愛知県がん診療連携拠点病院推薦基準等専門検討会議」で協議した結果、従前より国指定の整備指針の必須要件の充足を指定要件としてきたことから、原則国指定に準じた指定基準としていくべきとの意見集約がなされ、人員配置要件の緩和はしないこととした。ただし、診療実績要件については、人員配置等を整えても充足できない場合があるため、一部を緩和している。

なお、県指定は平成29年4月1日現在9病院を指定しているが、平成30年夏頃には国指定の指定要件が改正される予定であり、平成31年度以降の県指定の基準については、平成30年度内に別途会議を開催して検討する予定である。

(4) 在宅医療に関する配慮について

訪問看護事業や訪問リハビリ事業等は、在宅医療の充実において重要な位置を占めているが、郡部・へき地における同事業においては参入事業者が極めて少なく、1つの事業者エリアが広く1日に巡回できる件数に限りがあり、都市部に比較し看護師等の負担が大きくなっている。

こうした地域の実情をふまえ、訪問看護、訪問診療、訪問薬剤、訪問リハビリ等の充実に取り組んでいる医療機関への運営費の支援に対して特段の配慮を願いたい。

【健康福祉部】

現在の県指定の指定基準については、平成26年度に「愛知県がん診療連携拠点病院推薦基準等専門検討会議」で協議した結果、従前より国指定の整備指針の必須要件の充足を指定要件としてきたことから、原則国指定に準じた指定基準としていくべきとの意見集約がなされ、人員配置要件の緩和はしないこととした。ただし、診療実績要件については、人員配置等を整えても充足できない場合があるため、一部を緩和している。

なお、県指定は平成29年4月1日現在9病院を指定しているが、平成30年夏頃には国指定の指定要件が改正される予定であり、平成31年度以降の県指定の基準については、平成30年度内に別途会議を開催して検討する予定である。

(5) 新専門医制度について

平成30年度からは新専門医制度が開始されるが、愛知県においては病院勤務医師数が全国平均より少ない中で、過去5年間の採用実績を用いた募集定員の上限設定により県全体の医師数が漸減する可能性が危惧されている。

厚生連においても医師の確保は地域医療を守る上で重要課題であり、専門医制度導入による医師の減少は大規模病院のみならず郡部・へき地を守る中規模病院においても相当の影響を受けることとなる。専門医制度導入については、地域医療を守る各病院の診療圏人口・医師数を考えるなど、実情に即した配慮を願いたい。

【健康福祉部】

日本専門医機構がプログラムの承認のために都道府県と行う事前協議においては、地域の医療提供体制が維持され、偏在等の状況が悪化しないよう、本県の専門医制度に関する都道府県協議会である地域医療支援センター運営委員会において、専門研修プログラムの状況について、確認や調整等を引き続き行うこととしている。

農政をめぐる情勢

平成30年4月24日

280部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉